

# 山梨県住生活基本計画 (平成28年度～平成37年度) (素案の概要)

## ■序章

### 計画の目的と位置付け

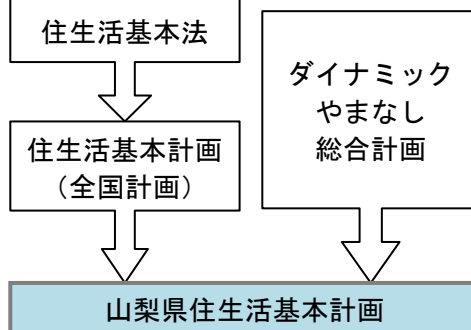
住生活基本法に基づき、平成19年3月に山梨県住生活基本計画を策定し住宅施策を進めてきたところである。

平成28年3月に全国計画が変更されたことから、現行の計画を引き継ぐなかで、居住支援協議会との連携や空き家対策の観点を加え、「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画として今後10年間を見据え「山梨県住生活基本計画」を改定する。

### 法律の位置付け

都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めるものとする。(住生活基本法第17条第1項)

### 計画の位置付け (イメージ)



### 計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10年間  
(概ね5年後に見直し予定)

### 改定のポイント

現行計画を継続しつつ、空き家等の新たな課題に対応するため、3つの視点から8つの目標を設定

### 住生活をめぐる状況

#### ○ 人口と世帯数の推移

	H17	H22	H27	H32	H37
人口 (千人)	885	863	835	809	776
年少人口 (千人)	128	115	102	92	82
生産年齢人口 (千人)	562	531	489	468	442
高齢者人口 (千人)	194	212	235	249	252
世帯数 (千世帯)	320	327	330	325	318

国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』、『日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計)』

#### ○ 空き家の増加

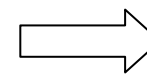
	H5	H10	H15	H20	H25
空き家率 (%)	13.1	14.8	19.4	20.3	22.0
うち、その他空き家率 (%)	3.9	4.5	4.9	6.4	8.0
全国順位 (位)	2	2	1	1	1
うち、その他空き家率 (%)	3.9	4.5	4.9	6.4	8.0
全国順位 (位)	23	24	23	14	14

住宅統計調査、住宅・土地統計調査

※その他空き家：管理が不十分となりがち住宅 (別荘、民間賃貸住宅等を除く) の空き家

## ■第1章 基本的な方針

理念 「いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現」



方針 「良質な住宅ストックの形成」「市場と連携した施策展開」「各主体の連携による施策展開」

## ■第2章 目標と基本的な施策

	目 標	基本的な施策	主な指標と目標値
居住者からの視点	<b>1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</b> (1) 結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備 (2) 子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備	◇若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅に居住できるよう支援を実施 ◇三世帯同居・近居の促進	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 50.9% (H25) → 60% (H37)
	<b>2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</b> (1) 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給 (2) 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現	◇サービス付きの高齢者向け住宅等の供給を促進 ◇民間賃貸住宅に入居しやすい環境づくり	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 1.5% (H27) → 1.8% (H37)
	<b>3 住宅確保要配慮者への居住の安定の確保</b> 住宅を自力で確保することが難しい住宅確保要配慮者が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現	◇居住支援協議会を通じて民間賃貸住宅への円滑な入居を促進 ◇公営住宅等長寿命化計画に即した効率的な整備	最低居住面積水準未達率 3.0% (H25) → 早期に解消
住宅ストックからの視点	<b>4 住宅の適正な管理と流通</b> 購入した住宅の維持管理やリフォームの適切な実施による次の世代への資産の承継	◇将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成 ◇住宅瑕疵担保責任保険の活用による中古住宅の流通促進	既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 6% (H26) → 20% (H37)
	<b>5 建替えやリフォームによる質の高い住宅ストックへの更新</b> 耐震性を充たさない住宅の建替などにより、安全で質の高い住宅ストックに更新	◇建築物の耐震化の促進と普及啓発 ◇耐久性、省エネ性のある住宅を維持管理することを啓発	住宅の耐震化率 85.4% (H27) → 90% (H32)
	<b>6 空き家の活用・除却の推進</b> 空き家を賃貸、売却、他用途へ転用する一方で計画的な空き家の解体・撤去を推進し総合的な空き家対策を推進	◇空き家を活用した地方移住、二地域居住の促進 ◇生活環境に悪影響を及ぼす空き家の計画的な解体・撤去の促進	市町村の空き家等対策計画着手数 7.4% (H27) → 100% (H31)
産業・地域からの視点	<b>7 住生活産業の成長</b> 住生活産業の担い手を確保・育成し、良質で安全な住宅を供給できる環境を実現	◇既存住宅流通市場の活性化を促進 ◇製材や集成材に関する施策に加え、CLT工法等新技術の導入の推進	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 3.9% (H21-25) → 6% (H37)
	<b>8 住宅地の魅力の維持・向上</b> (1) 地域の特性に応じた居住環境やコミュニティの維持向上 (2) 防災・減災対策を推進し、居住者の安全を確保	◇地域の景観に配慮した住居環境・住宅地の魅力の維持・向上 ◇安全・安心に暮らせる住まい・まちづくりの推進	景観条例を施行した市町村数 23団体 (H27) → 27団体 (H31)

## ■第3章 公営住宅の供給の目標量

10年間で生じる住宅に困窮する世帯に対して、既存の公営住宅の空家募集や建替等により公営住宅を供給する。  
 需要 9,000世帯  
 ↓  
 供給 9,000戸

## ■第4章 計画の実現に向けて

各主体の役割	連携の強化	各主体の行動・判断の基準
県民・民間事業者 ・専門家・NPO ・市町村・県	(1) 住まいに関する学習機会の創出の推進 (2) 情報提供・広報活動の充実 (3) 各分野との連携	(1) 住宅性能水準 (2) 居住環境水準 (3) 居住面積水準